別表六の二（三）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(8)　＞　５　％　の　場　合
$\frac{9}{100}+((8)-\frac{5}{100})\times 0.3$
（小数点以下３位未満切捨て）
（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）　」　(9)　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）が平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年４月１日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

3　「試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額
（別表六の二（三）「22」）×$\left(\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}\text{又は}\frac{(11)}{(12)}\right)$　(13)　」　の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「$\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は$\frac{(11)}{(12)}$」を消すこと。

別表六の十一の二(十)及び別表六の十一の二(十)付表を削る。

別表六の十一(十九)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の㉗」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「７の㉙」）」に改め、同表を別表六の十一の二(十一)とし、同表の次に次の一表を加える。